

苫小牧市困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議設置要綱

(設置)

第1条 困難な問題を抱える女性及びDV被害者（以下「支援対象者」という。）への支援を適切かつ円滑に行うため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）第15条の規定に基づく「支援調整会議」及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第5条の2の規定に基づく「協議会」として、苫小牧市困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 支援調整会議は、別表に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）で構成し、必要に応じ他の機関及び団体等を参加させることができる。

2 支援調整会議の事務局は、総合政策部協働男女平等参画室に置く。

(会長及び副会長)

第3条 支援調整会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、総合政策部協働男女平等参画室長をもって充てる。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、総合政策部協働男女平等参画室男女平等参画担当課長をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 支援調整会議は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を行う。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、支援対象者への支援体制のあり方、関係機関の連携体制のあり方等について協議する。

2 代表者会議は、関係機関の代表者で構成する。

3 代表者会議は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、支援対象者の実態把握、支援対策を推進するための啓発等について協議する。

2 実務者会議は、関係機関の実務者で構成する。

3 実務者会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が指名する者が主宰する。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象者について、情報交換及び自立に向けた各種支援につなげる方法等について協議する。

2 個別ケース検討会議は、個別の支援対象者について、関係すべき機関の実務者で構成する。

3 個別ケース検討会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が指名する者が主宰する。

(守秘義務)

第8条 支援調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に違反して秘密を漏らした者は、困難女性支援法第23条及び配偶者暴力防止法第30条の規定に基づく罰則が適用されることがある。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年7月27日から施行する。

2 苫小牧市配偶者等からの暴力被害者に係る連絡会議は廃止する。

別表

苫小牧市困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議関係機関

苫小牧警察署生活安全課
北海道室蘭児童相談所苫小牧分室
特定非営利活動法人ウィメンズ結
苫小牧市クローバーの会
女性のためのつながりサポートとまこまい
苫小牧市男女平等参画推進センター
苫小牧市総合政策部協働男女平等参画室
苫小牧市市民生活部窓口サービス課
苫小牧市市民生活部保険年金課
苫小牧市健康福祉部生活支援室
苫小牧市健康福祉部総合福祉課
苫小牧市健康福祉部障がい福祉課
苫小牧市健康福祉部保健医療介護推進室健康づくり課
苫小牧市健康福祉部保健医療介護推進室介護福祉課
苫小牧市こども未来部こども家庭支援室こども相談担当
苫小牧市こども未来部こども家庭支援室母子保健担当
苫小牧市こども未来部こども家庭支援室発達支援担当
苫小牧市こども未来部幼保施設課
苫小牧市こども未来部子育て応援課
苫小牧市こども未来部こども若者支援課
苫小牧市都市建設部住宅政策室住まい支援課
苫小牧市都市建設部住宅政策室市営住宅課
苫小牧市立病院患者サポートセンター
苫小牧市教育部学校教育課